

改正

平成19年 3 月30日訓令第14号

平成26年 4 月 1 日訓令第20号

平成28年 3 月31日訓令第 6 号

令和 6 年 3 月29日訓令第 8 号

伊賀市入札談合情報処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市における工事又は製造その他の請負、物件の売買等（以下「工事請負等」という。）の入札に係る情報で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の 6 第 2 項に規定する談合行為（以下「談合」という。）に関する情報（以下「談合情報」という。）の提供があった場合の対応等について定めるものとする。

(情報内容の確認)

第 2 条 談合情報を入手した職員は、次に掲げる事項について確認し、その内容を伊賀市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）に通報するものとする。

- (1) 談合情報の通報者（以下「通報者」という。）の氏名、連絡先等
- (2) 談合情報の具体的内容

2 談合情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、談合情報報告書（様式第 1 号）を作成し、速やかに委員会へ報告するものとする。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先、対象となる工事請負等の名称並びに落札予定業者名が明らかであり、かつ、談合に関与した業者名、設計金額に極めて近い落札予定金額、談合が行われた日時、場所及び方法その他の談合に関与した当事者以外には知り得ない情報が含まれている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、委員会の審議を受ける必要があると認める場合

(入札執行前における要調査情報への対応)

第 3 条 入札執行前に調査を必要とする情報（以下「要調査情報」という。）として委員会に認定された場合は、次に定めるところにより、事情聴取を行うものとする。

- (1) 総務部契約監理課の職員のうち複数の者が行うこと。
- (2) 入札に参加しようとする者全員から個別に必要な事項について行うこと。

(3) 伊賀市入札参加資格者名簿に登録された代表者又は代表者から権限の委任を受けた者を対象に行うこと。

(4) 原則として入札日までに行うこと。ただし、入札日まで事情聴取を行う時間的な余裕がない場合は、入札日の入札開始時刻を繰り下げて、又は発注の遅れによる影響等を考慮の上入札日を延期して行うこと。

2 契約監理課長は、前項の事情聴取の結果について、事情聴き取り書（様式第2号）を作成し、委員会に報告するものとする。

3 市長は、委員会から伊賀市公正入札調査委員会設置要綱（平成16年伊賀市告示第95号。以下「要綱」という。）第7条の規定による報告を受けたときは、速やかに入札を執行するか否かを決定し、入札を執行する場合にあっては、必要に応じ入札参加者全員から誓約書（様式第3号）を提出させる等、条件を付して行うものとする。

（入札執行後における要調査情報への対応）

第4条 前条第1項から第3項までの規定（同条第1項第4号の規定を除く。）は、入札執行後に要調査情報として認定された場合について準用する。この場合において、前条第1項第2号中「入札に参加しようとする者」とあるのは「入札参加者」と読み替えるものとする。

2 市長は、契約締結前において委員会から要綱第7条の規定による報告を受けたときは、入札を無効とするか否かを決定し、必要に応じ入札参加者全員から誓約書（様式第3号）を提出させるものとする。

3 市長は、契約締結後において委員会から要綱第7条の規定による報告を受けた場合において、談合の事実があったと認められないときは入札に参加した者全員から誓約書を提出させるものとし、談合の事実があったと認められるときは着手された工事の進捗状況等を考慮して契約解除の適否等を決定するものとする。

（一般競争入札における対応）

第5条 一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札期限までに入札を行った者を対象として前2条の規定を準用する。

2 入札日以前に事情聴取等の調査を行う必要がある場合にあつては、競争参加資格があると認められた者が互いに知ることのないよう配慮して行うものとする。

（公正取引委員会等への通報）

第6条 市長は、委員会の審議の結果を受け、必要と認めるときは、様式第4号により公正取引委

員会等へ通報するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第14号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日訓令第20号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日訓令第8号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

談合情報を入手した日	年 月 日 () 時 分
談合情報の入手手段	電話 報道 書面 面接
談合情報を入手した職員	職名 () 氏名 ()
談合情報の通報者（提供者）	報道機関 () その他 () 氏名等・役職 () 連絡先 ()
入札対象工事請負等の名称	
入 札（予 定）日 時	年 月 日 () 時 分
情 報 の 内 容	
対 応 の 概 要	

事 情 聴 き 取 り 書

年 月 日

情報聴き取りの日時		年 月 日 () 時 分
情報聴き取りの場所		
入札対象工事請負等の名称		
事情聴き取り対象業者名		
事情聴き取り対象者（役職名）		
事 情 聴 き 取 り 内 容	1 工事請負等の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報があるが、そのような事実があるか。	
	2 本件工事請負等について、他社の者と何らかの打合せ又は話合いをしたことがあるか。	
	3 打合せ等があったとすればどのような内容か。	
	4 情報を寄せられたことに心当たり又は原因があるか。	
	5 工事請負等の内容・現場把握等について	
	6 応札金額（見積額）の決定について	
事情聴き取り者		

（注）この事情聴き取り書は、業者ごとに作成すること。

年 月 日

伊賀市長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

今般の 競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）に規定する談合行為は行っていないことを誓約します。

今後、上記違反の事実が明らかになった場合には、入札を無効とされ、又は契約を解除されても異議はありません。また、この誓約書の写し及び関係書類が公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

公正取引委員会事務総局 中部事務所長 様
（三重県県土整備部長 様）

伊賀市長

談合情報に関連する資料の送付について

みだしのことについて、当市発注の 工事の入札に係る談合情報に関連する下記の資料を別添のとおり送付いたします。

記

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札（見積）結果調書（写）
- 5 入札に関する連絡（無効 延期 取消し）
（該当するものに○をすること。）